

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 5 日
宇都宮地方裁判所
裁判所書記官 吉 岡 智 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 2 6 日から 令和 8 年 9 月 2 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 9 月 1 1 日 午後 3 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 5 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	690,000 552,000	一括	138,000	17,481	3,635
1	293,000				
2	397,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 宇都宮市上田原町字久保山
地 番 9 5 2 番 9 6
地 目 宅地
地 積 1 3 8 . 9 0 平方メートル
- 2 所 在 宇都宮市上田原町字久保山 9 5 2 番地 9 6
家屋 番号 9 5 2 番 9 6
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦・瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 6 . 4 9 平方メートル
2 階 4 0 . 2 9 平方メートル
(現況)
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

物 件 明 細 書

令和 8年 6月25日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 吉 岡 智 男

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 宇都宮市上田原町字久保山

地 番 9 5 2 番 9 6

地 目 宅地

地 積 1 3 8 . 9 0 平方メートル

2 所 在 宇都宮市上田原町字久保山 9 5 2 番地 9 6

家屋 番号 9 5 2 番 9 6

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦・瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 4 6 . 4 9 平方メートル
2 階 4 0 . 2 9 平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

令和 8年(ヌ)第 9号
令和 8年 4月 9日受理
令和 8年 4月 24日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市上田原町字久保山 |
| | 地 番 | 9 5 2 番 9 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 8 . 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇都宮市上田原町字久保山 9 5 2 番地 9 6 |
| | 家屋 番号 | 9 5 2 番 9 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦・瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 6 . 4 9 平方メートル
2階 4 0 . 2 9 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	宇都宮市上田原町952番地96		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	法務局に公図は備え付けられていない		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☒ 構造:木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空家)として管理、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 北西側道路は幅員約4.4mの認定外道路であって、建築基準法42条1項3号に該当する。
- 近隣者の話によると、少なくとも数年間は姿を見かけていないとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■物件調査の結果等から前記のとおり認めた。

■本件土地の形状については、建物図面よりも、残地となっているが地積測量図の方が現況に近いと認められるため、地積測量図のとおりと報告する。

■債務者（所有者）とはコンタクトがとれなかった。

令和8年4月13日に本件土地建物に臨場した際、通知書を差し置いたが、同月20日、再度、臨場した際には、同通知書は見当たらなかった。そのため、本件土地建物への出入りはあるのではないかと推測される。

評価人の調査によると平成27年から水道の供給は停止されているとのことである。また、本件建物内には埃が堆積し、蜘蛛の巣が張られているなどして荒れている。

本件建物内には遺留品が放置されている。室内には猫がいた模様であって、猫の首輪が落ちていた外、猫の尿の臭いがある。

本件建物の床には抜けている箇所が多く、階段も損傷している。2階のベランダの出入りのための窓の棧の木製部分は蟻に食われてボロボロになっている。2階の和室の天井には雨染みと思われる染みが見受けられるが、その下の畳には雨跡は見受けられない。

■上記の本件建物内の状況、近隣者の陳述等から、本件建物は長期間、空家状態のまま、債務者（所有者）が管理、占有しているものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 4月13日 (月) 09 : 20 - 09 : 30	宇都宮市役所	資産税課 地番図、間取図調査
8年 4月13日 (月) 11 : 50 - 12 : 10	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、近隣者から聴取、通知書投函
8年 4月15日 (月) 08 : 50	宇都宮地方法務局	公図調査 (不存在) 、接面道路登記事項調査 (申請)
8年 4月15日 (月) 11 : 35 - 11 : 55	宇都宮市役所	道路管理課 接面道路調査 建築指導課 接面道路調査
8年 4月20日 (月) 13 : 30 - 14 : 10	物件所在地	建物内害調査、間取調査、建物内外写真撮影、近隣者から聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年4月20日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(6 枚目)

中心位置は上田南町952-06付近です

この図面は令和8年1月1日時点のものです。この図面は課税の参考図として地籍図や航空写真等を基に作成したものであり、実測図ではありません。また、実地と相違している場合があります。求積、境界確定等の、一用いることには通しません。

交付年月日： 令和8年4月13日

宇都宮市理財部資産課

1:1,000



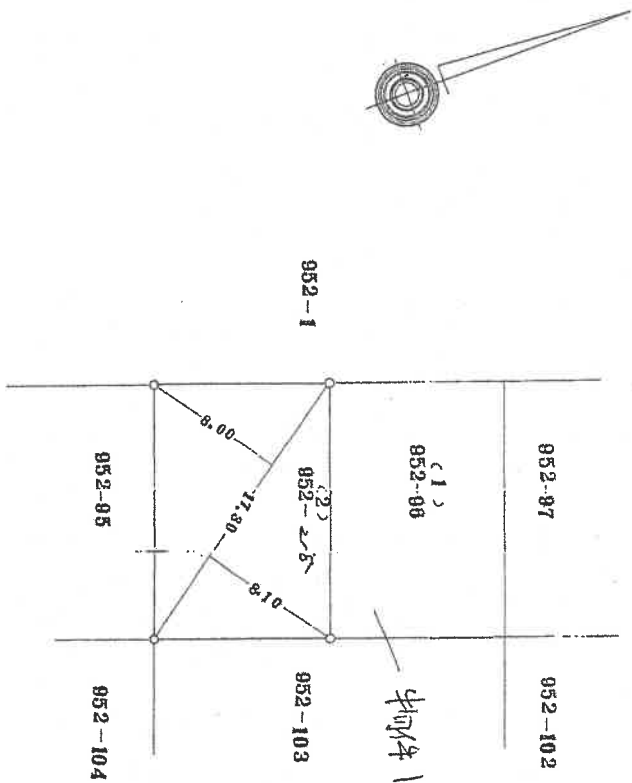
登記年月日：昭和49年10月30日

前 952-96 189550

地 積 測 量 図

地 番	952-2/6
土地の所在	〒195 東京都大田区大森南久保山

平成19年3月31日「東京都市上田原町」に変更



(2) $17.30 \times 8.00 + 8.10 \times 0.5 = 139.250$ 139M²

昭和49年10月30日 登記

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺	1/300
-----	-------

作 製 者	昭和 49 年 10 月 24 日
作 製 者	昭和 49 年 10 月 24 日

登記年月日：昭和62年7月2日

令和8年1月29日
（宇都宮地方方法務局管轄）
宇都宮地方方法務局

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記官

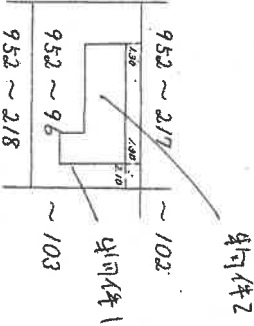
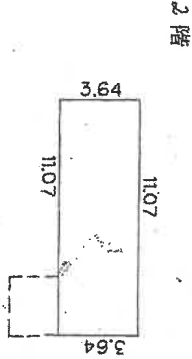
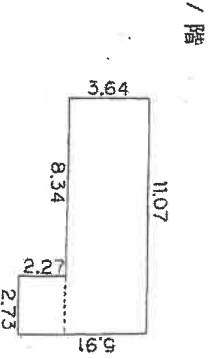
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号
952～96

建物の所在
河内郡河内町大字上田原字久保山952番地96

平成19年3月31日「宇都宮市上田原町」に完成



単位はメートルである。

昭和62年7月2日登記

製作者
土地調査士

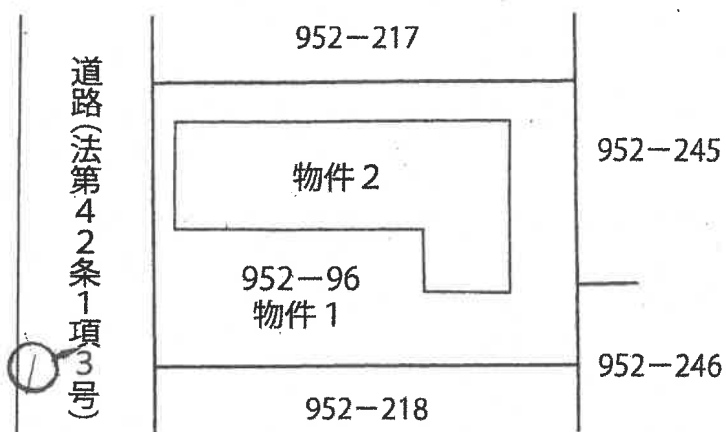
縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

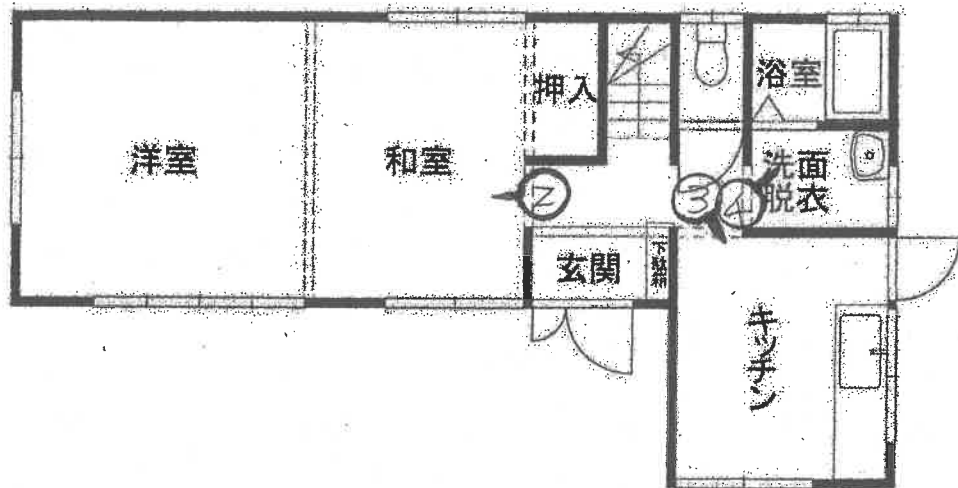
土地建物位置関係図



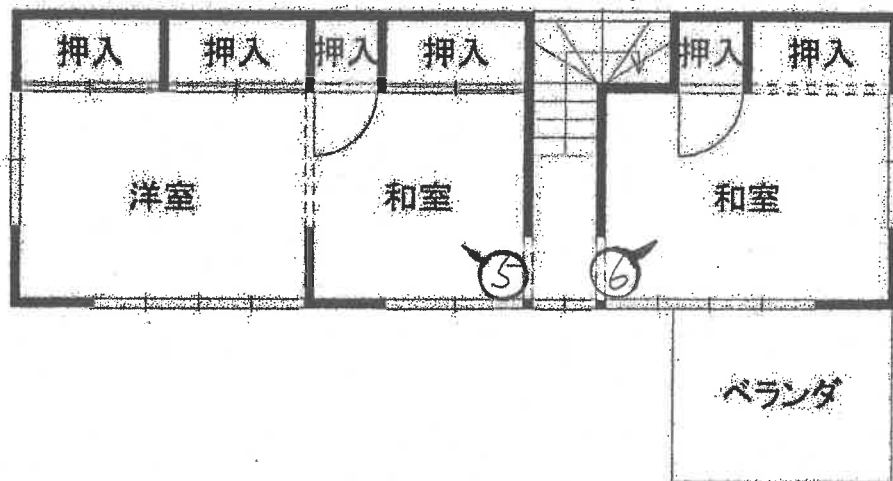
※ 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。
 ※ むは凡の写真撮影位置、方向を示す

建物間取図

【物件2】



1 階



2 階

※ 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。

※ むは大凡の写真撮影位置、方向を示す



1

物件 2

物件 1



2



3



4



5



6

令和 8年（ヌ）第 9号
令和 8年 3月26日 受 命
令和 8年 4月20日 現地調査
令和 8年 4月21日 評 価
令和 8年 4月22日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
大 山 賢

第1 評価額

一 括 価 格		
金 6 9 0 , 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	2 9 3 , 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金	3 9 7 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	宇都宮市上田原町字久保山 9 5 2 番 9 6 宅地 138.90m ²	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	宇都宮市上田原町字久保山 9 5 2 番地 9 6 9 5 2 番 9 6 居宅 木造セメント瓦・瓦・亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建 1階 46.49m ² 2階 40.29m ² 延床面積 86.78m ²	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線「岡本」駅の北西方・道路距離約9.8km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	当該物件は、主要地方道上横倉下岡本線の北側背後地に形成された一般住宅が建ち並ぶ分譲住宅地域内にある。 当該地域は、中心部からかなり離れた丘陵地を開発造成した古くからの住宅団地（太陽ヶ丘団地）であり、閑静な居住環境を有するものの、最寄店舗等の生活利便施設の配置にあまり優れず、利便性はさほど良好とはいえない状況にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定 40% 指定 60% 22条区域 高さ制限10m
画 地 条 件	地積 : 138.90m² (公簿) 間口 : 約9.5m 奥行 : 約14.4m 形状 : 長方形 地勢 : 概ね平坦 高低差: 接面道路より0~0.4m程高い 接面道路との関係: 中間画地	
接面道路の状況	北西側幅員約4.4m舗装道路(建築基準法第42条第1項第3号道路に該当)	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。 競売の結果、土地と建物の所有者が異なるに至った場合には法定地上権が成立する。なお、法定地上権の範囲は、建物の位置、規模及び周囲の土地利用の状況等を考慮した結果、当該敷地全体に及ぶものと判断した。	
供給処理施設	上水道: あり 都市ガス: なし 下水道: なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	かなり以前に開発造成された分譲地内の土地であり、住宅の敷地として利用されてきた土地であるため、土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、専門機関における土壌汚染調査を行っていないため、土壌汚染の有無及びその程度は不明である。	

特 記 事 項	・ 災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。 ・ 宇都宮市上下水道局への聴取によると、水道は平成27年5月27日より閉止しているとのことである。 ・ 本件土地について、法務局に公図の備え付けは無いとのことである。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和49年12月11日新築 経過年数 51年 経済的残存耐用年数 0年 建築年月日(登記記載) 昭和56年 2月 1日増築1 経過年数 45年 経済的残存耐用年数 0年
仕 様	構造 木造 屋根 瓦、亜鉛メッキ鋼板 外壁 モルタル塗り吹付タイル 内壁 クロス貼、ボード等 天井 クロス貼、合板、石膏ボード等 床 フローリング、畳、CFシート等
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 別添建物間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	所有者が空家状態で管理占有している。
特記事項	・ 多数の遺留品が放置されている。室内には猫がいた形跡がある。 ・ 床に抜けている箇所が多く、階段も損傷している。雨染みも見受けられた。設備類が稼働するかは不明である。 ・ 全体的に損傷が酷い状態にあり、建物を継続利用するにはかなりの費用を要する。 ・ 宇都宮市建築指導課への聴取では、本件建物の検査済証は交付されていないとのことである。 ・ その他詳細は現況調査報告書を参照のこと。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) $ア \times イ \times ウ \times エ \div オ$
1	12,700	0.95	138.90	0.50	838,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 宇都宮（県）-54

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$23,900\text{円}/\text{㎡} \times 100.7/100 \times 100/100 \times 100/190 \div 100 = 12,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：90%補正

イ 個別格差：規模▲5

ウ 地積：登記記載の地積を採用した。

エ 建付減価：0.50・建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を採用して減価修正を行い、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) $ア \times イ \times ウ \div エ$
2	170,000	86.78	0.01	148,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率：対象建物の残存価値を考慮して、現価率を0.01と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ≒ウ
1	838,000	0.50	法定地上権	419,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	838,000	-419,000		1.00	0.70	293,000
2	148,000	+419,000	1.00	1.00	0.70	397,000
一括価格（合計）						690,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：0.70

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 宇都宮（県）-54

所 在：宇都宮市中里町3010番13

地 目：宅地

価 格：23,900円／m²

位 置：氏家駅から西方約7.2km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：273m²

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：北側6m市道に接面

用途指定等：市街化区域 第1種中高層住居専用地域（建蔽率50%、容積率150%）

地域の概要：一般住宅及びアパートが建ちつつある、区画整理済の住宅地域

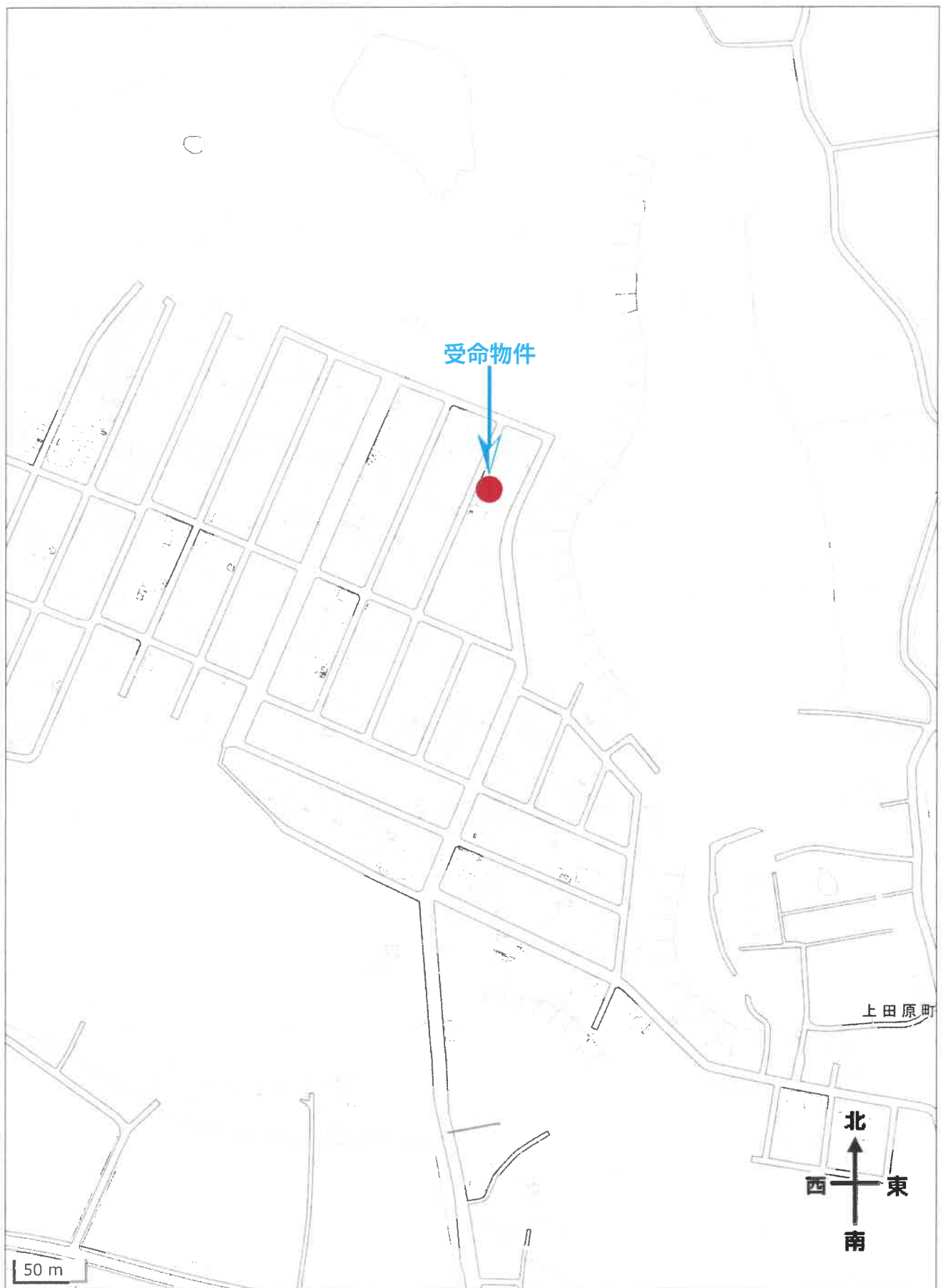
ここに上げた参考価格は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件位置図
- 2 地籍図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図



出典：地理院地図

地籍図写



* A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

中心位置は上田原町952-90付近です
この図面は令和8年1月1日時点のものです。この図面は地籍図や航空写真等を基に作成したものであり、実測図ではありません。また、変換と相違している場合があります。求積、境界等近等の資料に用いることには適しません。

1:1,000

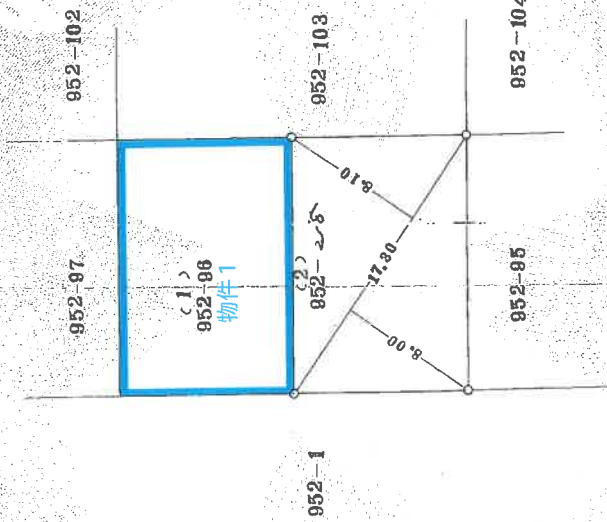
登記年月日：昭和49年10月30日

952-96 189550

地番 952-275

土地の所在 千代田区西大塚上田原久保山

平成19年3月31日「千代田市上田原町」に変更



(2) $17.30 \times 8.00 + 8.10 \times 0.5 = 139.2850 \quad 139M^2$

昭和49年10月30日 登記

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

* A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

昭和49年10月24日

作製年

作製者

申請人

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(千代田区地方事務局管理)

令和8年2月27日

東京法務局中野出張所

登記官

登記年月日：昭和62年7月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方方法務局管轄)
令和8年1月29日 東京法務局

0330050

各階平面図

952～96

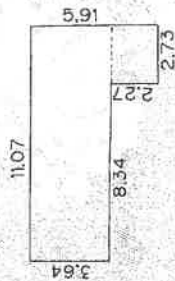
家屋番号

建物の所在

河内郡河内町大字上田原字久保山952番地96

平成19年3月31日(宇都宮市上田原町)に変更

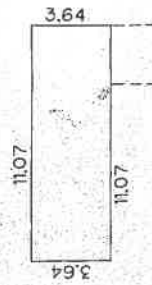
1階



計 算 式

$$\begin{aligned} 11.07 \times 3.64 &= 40.2948 \\ 2.73 \times 2.27 &= 6.1971 \\ \text{計} &= 46.4919 \quad 46.49 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

2階



計 算 式

$$11.07 \times 3.64 = 40.2948 \quad 40.29 \text{ m}^2$$

単位はメートルである。

昭和62年7月2日登記

作製者

土地家屋調査士

縮尺

1/250

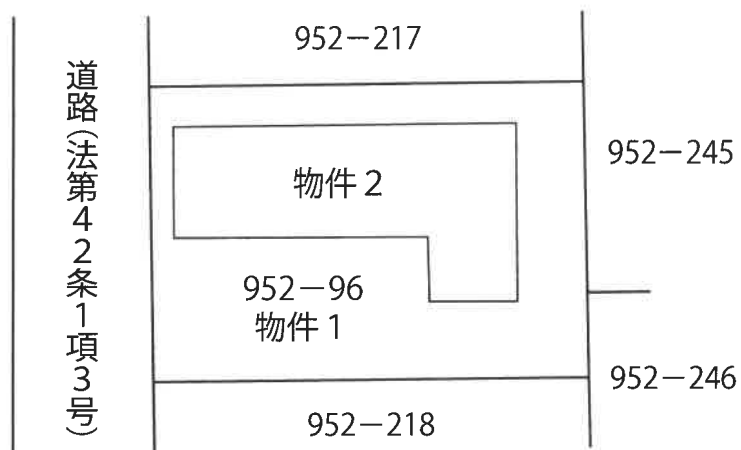
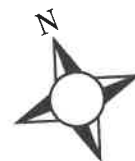
申請人

縮尺

1/500

(栃木県土地家屋調査士会利用紙)

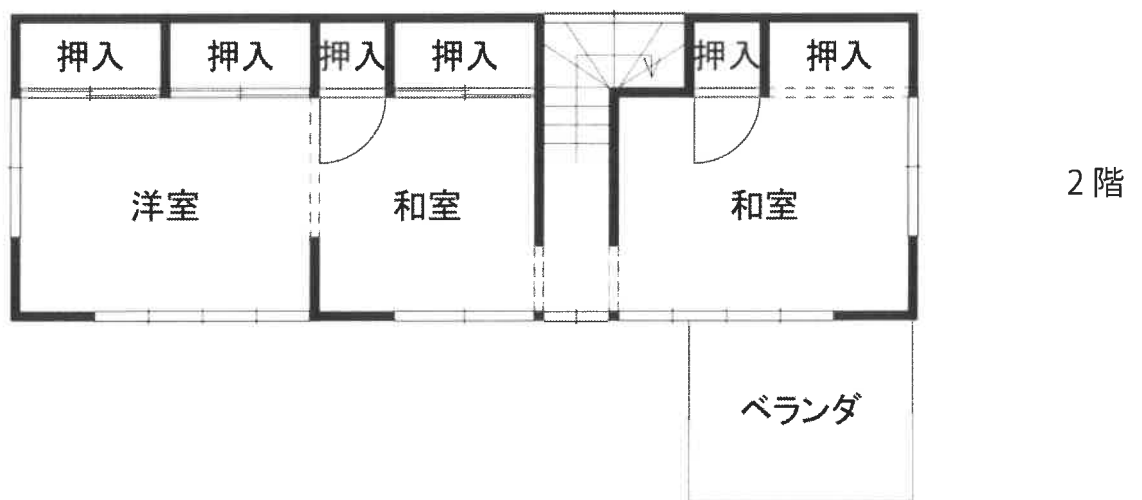
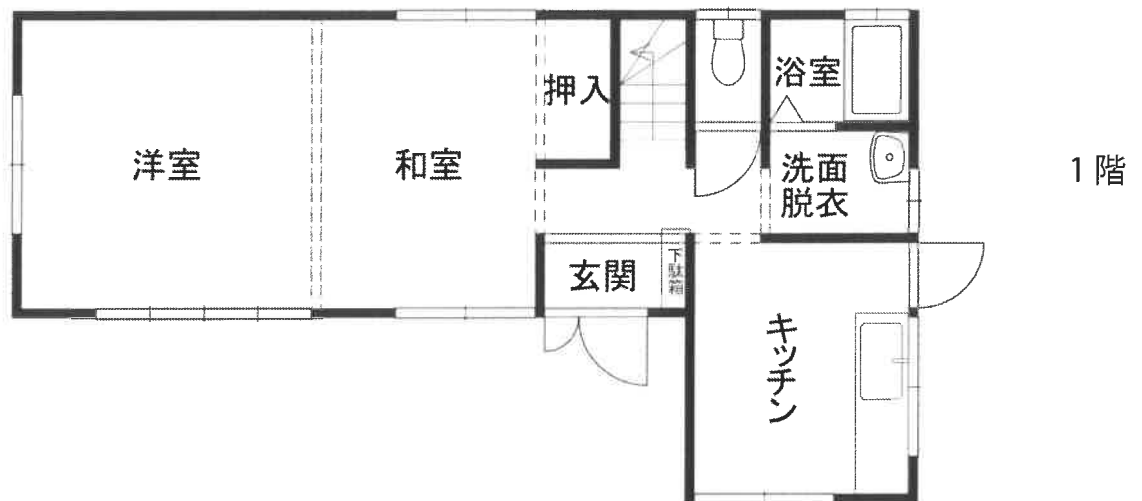
土地建物位置関係図



* 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない

建物間取図

【物件 2】



* 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない